

総合治水の推進について（中間答申）

平成 23 年 9 月 13 日

兵庫県河川審議会

1. 総評

昨今の浸水被害や降雨の状況その他治水行政を取り巻く情勢を踏まえると、河川・下水道対策だけでなく、流域での対策や減災の取組みも合わせた「総合治水」を推進すること（H23.3.25 知事諮問事項）は重要であり、その足がかりとして、全県レベルで総合治水に取り組むことを宣言する「総合治水条例(以下「条例」という。）」を全国に先駆けて制定することは高く評価できるものである。

特に、条例では、総合治水推進の理念を示すだけでなく、行政に加えて、総合治水に取り組む県民や事業者の責務や役割を明記している点や、条例に盛り込んだ内容を実行するために地域毎に策定する「総合治水推進計画」の枠組みを設けている点等は意義のあるものとする。

したがって、当審議会においては、条例の目的や必要性については十分共通認識を得られたものとし、引き続き条例の制定に向けた検証を進めるとともに、条例が広く県民生活に浸透していくものになるよう期待するところである。

その上で、県から提示された条例の骨子案について、これまでの当審議会における議論の中で出た意見を中間答申として取り纏めるものである。

2. 兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案に対する河川審議会の意見

項目	意見
条例の必要性や一般への周知	条例を広く周知し、理解を得るためには行政、県民等の各関係主体の責務や役割を分かりやすく説明する工夫が必要である。 (技術的な側面から方策を細分化しているが、県民の視点からすれば、共通点も多い。)
市町との連携	取組の推進にあたっては、市町から意見聴取を行い、十分な連携を図る必要がある。
取組みを推進するための仕組み（費用負担等）	<p>条例に規定した取組みに実効性を持たせるためには、県民、事業者インセンティブを与えるような仕組み（公的補助、税制優遇等）を併行して検討するとともに、多面的な効果の強調も工夫すべきではないか。</p> <p>遊水機能を有する土地の所有者等、取組みによって「痛みを伴う」者に対する費用負担や基準、指針等の支援策の考え方を整理されたい。</p>
開発に伴う調整池の設置、保全に係る財産権や運用上の課題	<p>開発者等に対して調整池設置や保全を求めることについて、財産権の侵害にあたるという懸念がある一方、内在的制約に含まれるという見方もでき、慎重に検証して、基本的な考え方を示す必要がある。</p> <p>「保全」については、調整池を「存置」するだけでなく、調整機能の「維持」も視野に入れた上で弾力的な運用の考え方も盛り込んでおくことが望ましい。</p> <p>調整池設置、保全に係る勧告、公表、命令等の仕組みについては、十分議論すべき。</p>
総合治水推進計画	<p>計画のイメージが掴みにくく、共通認識しにくいことから、流域全体の話と地域の話をどう取り扱うのか等地域の概念をイメージしやすくすることが望ましい。</p> <p>総合治水推進協議会の役割等を明確にし、当計画を市町や住民の参画の下、地域の実情を反映したものとする姿勢を条例の中で示す必要がある。</p> <p>計画策定にあたっては、住民参画のプロセスが、総合治水推進協議会だけではないことを明確に打ち出すべき。</p>